

栃木県社会的養育推進計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年3月

栃木県

目

次

I	計画の概要	1
1	計画の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画期間等	
4	本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	
II	こどもの権利擁護の推進	3
1	意見表明の機会の確保等	
2	取組に対するこどもの意見の把握等	
III	市町のこども家庭支援体制の強化	9
1	市町の相談支援体制の強化	
2	家庭支援事業等の実施促進	
3	児童家庭支援センターの設置と連携強化等	
IV	支援を必要とする妊産婦等への支援	13
V	一時保護体制の充実	15
VI	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	18
VII	里親・ファミリーホームへの委託の推進	20
1	里親制度の普及啓発と里親の確保	
2	里親等への委託の推進と包括的な実施体制の強化	
VIII	施設の小規模化・多機能化等の促進	27
IX	社会的養護自立支援の推進	32
X	児童相談所の機能強化	36

I 計画の概要

1 計画の趣旨

平成 28(2016)年改正児童福祉法により、こどもが権利の主体であることが明確化され、家庭の養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明示された。

この改正法の理念を具体化するため、国は「新しい社会的養育ビジョン」（以下「新ビジョン」という。）（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成 29(2017)年 8 月 2 日取りまとめ公表）を示し、各都道府県ではこれに基づき社会的養育推進計画を策定することとなった。

こうした背景のもと、本県では、令和 2(2020)年 3 月に、令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの 10 年間を計画期間とする「栃木県社会的養育推進計画」を策定し、「家庭養育優先原則」の徹底や、こどもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の体制整備に取り組んできた。

この間、令和 4(2022)年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための事業の創設等が行われた。また、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和 4(2022)年 2 月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘された。

本計画は、これらの国の動向や本県の様々な課題を踏まえ、社会的養育の体制整備に向けた取組を一体的かつ全体的な視点をもって進めるため、既存の「社会的養育推進計画」を見直し、令和 7(2025)年度からの新たな計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

- （１）令和 4 年改正児童福祉法等を受けて新たに策定することとされた「都道府県社会的養育推進計画」とし、国の策定要領に基づき策定する。
- （２）「栃木県こどもまんなか推進プラン」（令和 7(2025)年 3 月策定）の別冊として位置付ける。

3 計画期間等

令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間とする。

計画の進捗状況については、毎年度、設定した指標等による評価を実施し、「栃木県子ども・子育て審議会」に報告するとともに、本計画の中間年（令和 9(2027)年度）を目安として、進捗状況の評価の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取組を推進する。

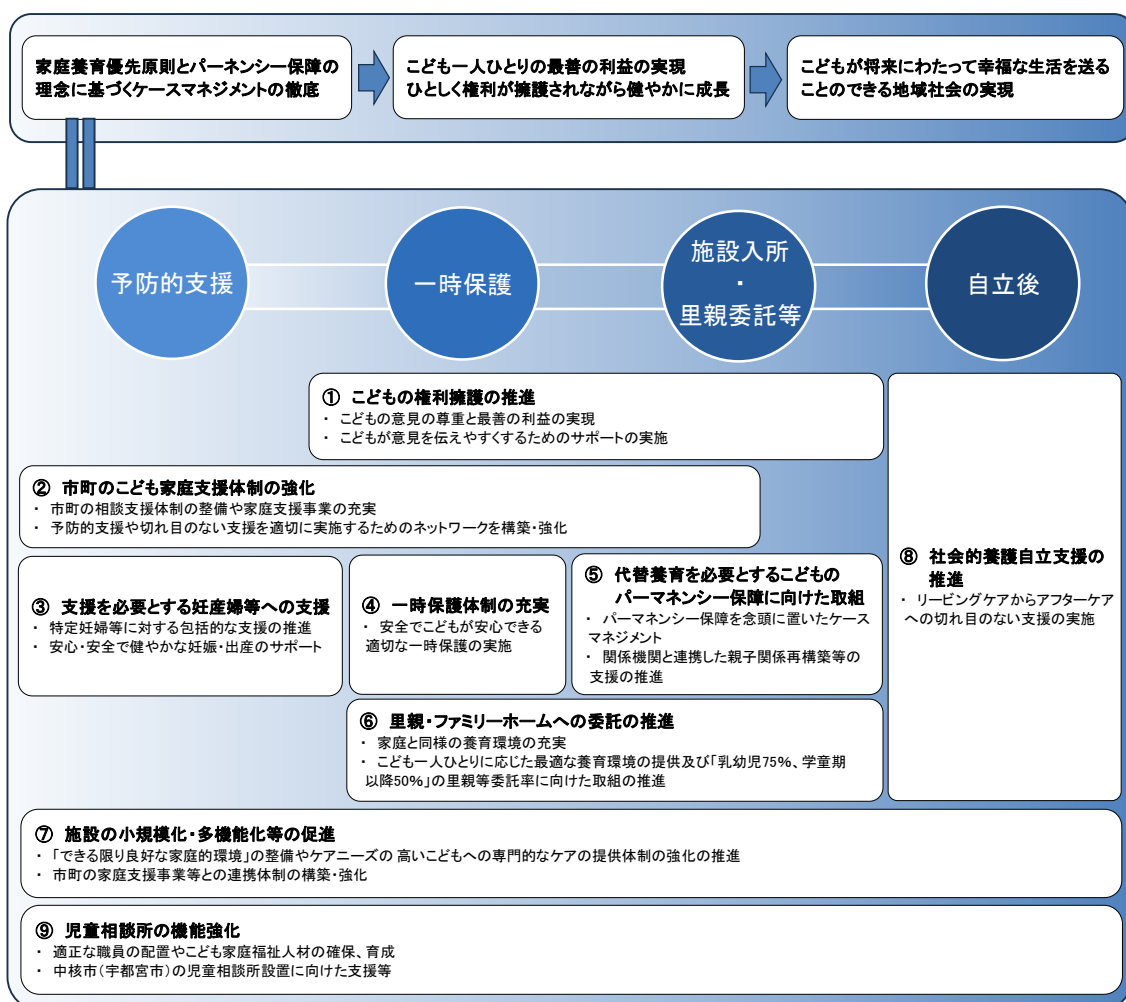
4 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 基本的考え方

こども一人ひとりの最善の利益を実現し、ひとしく権利を擁護されながら健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会を目指して、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底、継続し、関係機関等が連携して以下の事項に取り組む。

- 当事者であるこどもの権利擁護を推進
- こどもが家庭において健やかに暮らせるよう、こども家庭支援体制を強化
- 代替養育を必要とするこどもに対して、家庭と同様の養育環境(里親等)での養育を推進し、これが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境(施設)を確保し質の高い養育を提供

(2) 全体像



Ⅱ こどもの権利擁護の推進

現状と課題

新ビジョンにおいては、当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取、アドボカシー）について、児童養護施設等に措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、こどもの意見を代弁する方策等、実情に応じた取組を進めることが求められており、児童相談所では、措置や一時保護を行う際には、こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案するための意見聴取を行っている。

また、こどもの意見を表明する機会として、一時保護所及び各児童養護施設等に意見箱を設置するとともに、児童養護施設等への措置などの際には、こどもの権利ノート（以下「権利ノート」という。）を配布し、こどもの権利・意見表明について説明を行うほか、措置中も、権利ノートを通してこどもの権利について理解促進に努めている。

このような中、こどもの権利擁護の取組をより実効性のある形で推進するため、令和4年改正児童福祉法では以下の3点が新たに規定された。

<こどもの意見聴取等措置>

あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じた上で、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護などの決定を行うこと。

<意見表明等支援事業>

こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所や施設その他関係機関との連絡調整等の支援を行うこと。

<こどもの権利擁護に係る環境整備>

施設入所、一時保護等の措置及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備すること。

一方、当事者であるこどもに対するアンケート調査を実施した結果、「気持ちや意見が大切にされている」と感じていないこどもや、意見箱などの自分の意見を伝える手段を知らないこどもが一定割合いることが確認された。

こどもが自分の気持ちや意見を表明でき、納得した支援を受けることができるよう、令和4年改正児童福祉法の趣旨も踏まえながら、こどもの権利擁護の取組の充実を図っていく必要がある。

○ こども等に対するアンケート調査の概要

1 調査方法

No.	区分	対象	方法	回収数 (回収率)
1	措置中のこども	児童養護施設(地域小規模児童養護施設含む)に措置されている小学校4年生以上のこども	質問紙法 配票(自計式)調査法	268 (85%)
		養育里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに措置されている小学校4年生以上のこども	質問紙法 郵送調査法	52 (56%)
2	一時保護中のこども	一時保護所に保護されている小学校4年生以上のこども	質問紙法 配票(自計式)調査法	13 (100%)
3	社会的養護経験者	とちぎユースアフターケア事業協働組合と関わりのある社会的養護経験者等	インターネット調査	27 (一)

1については R6(2024).9.9 現在、2についてはR6(2024).9.13 現在に在籍するこどもを対象として実施した。

2 アンケート回収状況

区分	箇所数	定員	対象者数 (小4以上)	回収数	回収率
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設含む)	11	460	315	268	85%
里親・ファミリーホーム			59	30	51%
自立援助ホーム	5	61	34	22	65%
計			408	320	78%
一時保護所	1	25	13	13	100%

3 調査結果

◇ 意見表明について

生活する中で、あなたの気持ちや意見を聞いてくれる人はいますか？	1 いる	2 いない	3 わからない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	204 76.1%	11 4.1%	43 16.0%	10 3.7%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	27 90.0%	1 3.3%	2 6.7%	0 0.0%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	18 81.8%	1 4.5%	3 13.6%	0 0.0%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	6 46.2%	1 7.7%	5 38.5%	1 7.7%	13 100.0%

いつもあなたの気持ちや意見をどのくらい聞いてもらえていると感じますか？	1 たくさん聞いてもらえている	2 すこし聞いてもらえている	3 あまり聞いてもらえていない	4 聞いてもらえていない	5 わからない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	108 40.3%	83 31.0%	15 5.6%	7 2.6%	44 16.4%	11 4.1%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	21 70.0%	6 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	10 45.5%	8 36.4%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	7 53.8%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 38.5%	0 0.0%	13 100.0%

いつもあなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか？	1 大切にされている	2 大切にされていない	3 わからない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	148 55.2%	12 4.5%	99 36.9%	9 3.4%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	24 80.0%	0 0.0%	6 20.0%	0 0.0%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	15 68.2%	1 4.5%	6 27.3%	0 0.0%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	5 38.5%	0 0.0%	8 61.5%	0 0.0%	13 100.0%

あなたの気持ちや意見を伝えた人から、あなたの気持ちや意見について、どのように対応するか説明されていますか？	1 説明されている	2 説明されていない	3 わからない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	132 49.3%	20 7.5%	105 39.2%	11 4.1%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	20 66.7%	2 6.7%	8 26.7%	0 0.0%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	11 50.0%	3 13.6%	8 36.4%	0 0.0%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	5 38.5%	2 15.4%	6 46.2%	0 0.0%	13 100.0%

◇ 意見箱等

あなたの気持ちや意見を伝えるため、施設の意見箱や苦情受付窓口を使ったことがありますか？	1 使ったことがある	2 知っているが、使ったことはない	3 意見箱などを知らない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	61 22.8%	144 53.7%	54 20.1%	9 3.4%	268 100.0%

あなたの気持ちや意見を伝えるため、一時保護所の意見箱を使ったことがありますか？	1 使ったことがある	2 知っているが、使ったことはない	3 意見箱を知らない	(未回答)	計
一時保護所 (人数) (%)	1 7.7%	9 69.2%	2 15.4%	1 7.7%	13 100.0%

使ってみてよかったですか？ (上記の「1 使ったことがある」の内数)	1 とてもよかったです	2 よかったです	3 そうでもなかった	4 よくなくかった	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	20 32.8%	21 34.4%	10 16.4%	10 16.4%	0 0.0%	61 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%

◇ こどもの権利

“これからの生活のために～知っておこう、私の権利～”というノートを知っていますか？	1 持っている	2 知っている	3 知らない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	137 51.1%	51 19.0%	71 26.5%	9 3.4%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	8 26.7%	5 16.7%	17 56.7%	0 0.0%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	1 4.5%	2 9.1%	19 86.4%	0 0.0%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	1 7.7%	3 23.1%	9 69.2%	0 0.0%	13 100.0%

すべてのこどもには、守られ、のびのびと育てられることや、伝えた意見を大切にもらうことなどの「こどもの権利」があることを知っていますか？	1 知っている 内容も理解している	2 聞いたことはあるが、内容はあまり理解していない	3 知らない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	95 35.4%	87 32.5%	69 25.7%	17 6.3%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	14 46.7%	11 36.7%	5 16.7%	0 0.0%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	5 22.7%	11 50.0%	6 27.3%	0 0.0%	22 100.0%

注) 回答者の割合(%)については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

◇ 主な自由意見

【こどもの意見】

○現在の生活で困っていること

- ・職員さんに気を遣いすぎてしまう。相談したい。
- ・自分をうまく外に出せない。悩みがあってもなかなか話せない。
- ・親にあまり会えない。

○生活をよくするために必要だと思うこと、してほしい(してほしかった)と思うこと

- ・こどもの意見をしっかり取り入れる。
- ・こども一人ひとりの意見を聞く。
- ・ルールを少しずつ時代に合わせる。
- ・自分たちのことをもうちょっと理解してほしい。
- ・急に場所が変わるときに理由を言ってほしかった。

【社会的養護経験者の意見】

○生活をよくするために必要(であった)と感じること

- ・職員と児童のマンツーマンの時間がもう少しあれば良かった。
- ・周りの人とコミュニケーションをとること、自分の気持ちを誰かに話すことが大事。
- ・職員さんとのやりとりを十分にすること。思っていることを伝えなければ間に合わないことがある。
- ・小規模のグループホームが増えると実際の家族単位で生活できるため落ち着いて過ごせる。

今後の方針と主な取組

こどもが自分の意見をより伝えやすくするため、意見を伝えるための様々な機会や手段の提供等を通じてサポートするとともに、こどもの意見を最大限尊重しつつ、こどもの最善の利益の実現に向けて取り組んでいく。

主な取組

1 意見表明の機会の確保等

○ こどもの意見や意向を最大限尊重した意見聴取等措置の実践

入所措置や措置変更等が必要と判断した際や、自立支援計画の策定・見直しの場面などにおいて、こどもに入所措置等が必要な理由やこどもの置かれている状況などを丁寧

に説明した上で、こどもの意見や意向を十分尊重したケースワークを実践する。こどもへの説明や、こどもの意見や意向の把握に際しては、こども一人ひとりの年齢や発達状況、障害の特性等を踏まえた適切な方法をとるように努めるほか、各種制度や生い立ちを含めてこどもの知る権利を保障し、こどもが自身のことについての意思決定に参画しやすくなるように配慮する。

○ 意見表明等支援事業に係る取組の推進

こどもが日ごろ接している関係者・関係機関とは異なる立場から、意見表明等支援員（アドボケート）がこどもの希望に沿って意見を聴き取りに行く仕組みを整備することにより、こどもの意見表明機会の一層の確保を図る。訪問先については、一時保護所、モデルとなる施設、その他施設等と、効果や課題を検証しながら段階的に拡大していくこととする。

なお、事業の実施に当たっては、言葉により意見を伝えることが難しい乳幼児に対する意見表明等支援についても積極的に検討するほか、施設や里親、こども自身の事情を考慮して訪問する日時を決めるなど、事業利用を希望するこども全員が意見を表明することができるようにするための体制整備を図る。

○ こどもや関係者向けの周知啓発や研修等の実施

意見聴取等措置や意見表明等支援事業の実施と併せて、こどもの権利や権利擁護の仕組み等について、一時保護や措置・委託が決まったこども自身はもちろん、児童相談所職員、施設職員、里親等、こどもに身近な存在である関係者が十分に理解できるよう、毎年度周知啓発や研修、勉強会などの場を設ける。

○ 権利ノートの配布及び周知啓発

研修等の実施に加え、一時保護や措置・委託が決まったこどもに対して権利ノートを配布し、毎年度、こどもの権利や困ったときの相談方法等について丁寧に説明する。また、権利ノートには、無料で投函できる手紙・封筒を添付し、こどもが意見表明等支援員などへアクセスする手段を確保する。

○ こどもの権利擁護に係る環境整備の一環としての栃木県子ども・子育て審議会の活用

こどもから入所の措置先や一時保護先等について深刻な訴えがあった場合に、外部の有識者で構成される栃木県子ども・子育て審議会の部会が意見の申立てについて調査審議し、関係機関への意見具申を行う仕組みを整備する。また、こどもが審議会に申し立てるため、電話や手紙・封筒のほか、意見表明等支援員を経由したアクセスの方法を確保する。

2 取組に対するこどもの意見の把握等

○ こどもの権利擁護に関する取組の認知度・利用度・満足度等を確認するためのアンケートの実施

毎年度、こどもを対象として、意見表明等支援事業その他のこどもの権利擁護に関する取組に係る認知度・利用度・満足度や、こどもの権利に関する理解度等を確認するためのアンケートを実施し、アンケートの結果を踏まえ、こどもの権利擁護に関する取組の改善を図る。

○ 施策検討の際のこども等の参画に向けた取組

こどもの権利擁護の取組に関する施策や権利ノートの内容等を見直す際には、こどもや社会的養護経験者を対象とした意見交換会を開催したり、こどもの権利擁護に関する取組の認知度等を確認するためのアンケートを活用したりするなど、当事者や経験者の意見を取り入れるための手法を積極的に検討する。

計画期間の目標

○ 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合（年度末時点）

	R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
一時保護（一時保護所）	85%	85%	85%	85%	85%	85%
施設入所・里親委託等	—	14%	62%	65%	69%	75%

※一時保護所に一時保護されたこども及び施設入所・里親委託等となったこどものうち、年度末時点で意見表明等支援事業の利用が可能なこどもの割合を記載。

※施設入所・里親委託等の事業拡大イメージについては、まず、令和7年度に児童養護施設の3施設から事業を開始し、令和8年度にはその他の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親へ導入することを目指す。なお、里親については、令和8年度から実施箇所を段階的に拡大していき、令和11年度に小学生以上の児童の100%が利用可能な状態を目指す。

○ 社会的養護関係者及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等を受講する施設等数

	R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
一時保護所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
児童養護施設	—	3箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
児童心理治療施設	—	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
児童自立支援施設	—	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
自立援助ホーム	—	—	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
ファミリーホーム	—	—	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所
里親	—	—	22組	49組	83組	120組

※意見表明等支援員の訪問先の段階的な拡大を踏まえ、年度ごとの意見表明等支援事業に関わる施設等（児童相談所、一時保護所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親）の箇所数を記載。

Ⅲ 市町のこども家庭支援体制の強化

現状と課題

少子化、核家族化、地域の人間関係の希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立化が進んでおり、虐待対応件数の増加や育児に対して困難や不安を抱える子育て家庭がこれまで以上に顕在化してきている。

こうした中、令和4年改正児童福祉法においては、母子保健と児童福祉の支援を一体的に行い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うこども家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされたほか、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業を含め、家庭支援事業が法律上位置付けられた。

市町は、家庭養育優先原則を推進していく中で、こども家庭センターによる相談支援等を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められている。

本県では、令和6(2024)年度に20市町でこども家庭センターが設置され、令和7(2025)年度には全市町での設置が見込まれているが、子育て家庭等の多様なニーズに対応する相談支援体制の更なる充実・強化を図っていく必要がある。

また、多様かつ複合的な困難を抱える家庭等に対して切れ目のないきめ細やかな支援を実施していくためには、専門的な観点から相談支援を実施できる関係機関（児童家庭支援センター等）との連携や地域資源の開拓が必要である。

○ 市町の相談支援体制の状況等

令和6(2024)年9月現在

内 容		実施等状況
1	こども家庭センター	20 市町で設置
2	家庭支援事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ) ・ " (トワイライトステイ) ・養育支援訪問事業 ・一時預かり事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業	※実施見込みを含む 25 市町で実施 5 市町で実施 24 市町で実施 25 市町で実施 17 市町で実施 3 市町で実施 6 市町で実施
3	母子生活支援施設	2 箇所
4	その他 ・子どもの居場所事業(要支援児童等を対象とした居場所事業)	6 市1町 14 箇所で実施

○ 児童家庭支援センターの設置状況

児童家庭支援センターの実績 (R5(2023)実績)	
・児童家庭支援センターの設置箇所数	2 箇所
・相談件数	540 人(実人数)、延べ 5,302 件
・児童相談所からの在宅指導措置委託	12 件
・関係機関との連携・連絡調整	339 回
(市町機関との調整、要保護児童対策地域協議会への参加等)	
・一時預かり(ショートステイ、トワイライトステイ、緊急一時保護委託等) ※児童家庭支援センターちゅうりっぷにて実施	

今後の方針と主な取組

こども家庭センターを始めとした市町の相談支援体制の整備や家庭支援事業の充実等に向け、必要な情報の提供、助言等に努めるとともに、人材の育成や関係機関との連携体制の強化を支援する。

これらの取組により、市町等が予防的支援や切れ目のない支援を適切に実施するためのネットワークを構築・強化し、家庭での養育の維持を図っていく。

主な取組

1 市町の相談支援体制の強化

○ こども家庭センターの機能強化

市町との会議や意見交換、こども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方のマネジメントを行う統括支援員を対象とした実務研修の実施等を通じて、こども家庭センターの機能強化を支援する。

また、こども家庭センターの機能を補完する役割が期待されている地域子育て相談機関の市町による設置を促進し、子育て家庭等の不安解消につながる支援の一層の充実を図る。

○ 人材育成と関係機関との連携強化

- ・ 市町職員の専門性向上など人材育成を支援するため、児童相談業務担当職員研修や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等を開催するほか、児童相談所において市町職員の実務研修員としての受入れを行う。
- ・ 各市町の児童相談体制や要保護児童対策地域協議会等が効果的に機能を発揮できるよう、こども政策課、児童相談所、健康福祉センターが合同で訪問し、体制や会議運営等に関する助言等を行うほか、個別ケース会議の開催や関係機関との連携・ネットワーク構築を支援する。
- ・ 市町と児童相談所とがそれぞれの役割を相互に理解し円滑に連携できるよう、各児童相談所の社会的養育支援チームを中心に市町との意見交換や研修等を実施する。
- ・ ヤングケアラーの支援に当たっては、栃木県ケアラー支援推進協議会等での議論のほか、市町、学校、福祉関係等の職員を対象とした研修の開催、県及び市町のヤングケアラーコーディネーターによる意見交換等を通じて、相談支援体制の充実や連携体制の構築を推進する。

2 家庭支援事業等の実施促進

○ 家庭支援事業等の実施促進

- ・ 各市町の子ども・子育て支援事業計画や家庭支援事業等の実際の取組状況を把握した上で、支援メニューの一層の充実を図れるよう、助言、支援する。
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）については、里親の活用事例の共有等を行い、委託先の拡充を積極的に支援する。

- ・ 各市町が地域の資源を活用し、多様な困難を抱えるこどもたちに対する食事の提供や生活・学習支援等を行う事業の実施を促進する。特に、在宅にあって十分な養育を受けられないこどもに対して幅広い支援を行う「子どもの居場所」事業は、こどもが地域での生活を継続する上で、きわめて有効であることから、全市町での実施を目指して促進するとともに、「栃木県子どもの居場所連絡協議会」と連携し、担い手の育成等に努める。

3 児童家庭支援センターの設置と連携強化等

○ 児童家庭支援センターの設置促進

専門的な見地から要支援家庭等への相談対応や市町への支援等を行う児童家庭支援センターについて、実施可能な法人の状況や地域バランス、その地域における市町の規模等を踏まえ、未設置の地域への設置を促進する。

○ 県・市町と児童家庭支援センター等との連携

- ・ 児童家庭支援センターの機能の強化を促進するとともに、一時保護した後に在宅での対応となった場合や一時保護に至らなかった場合、入所等措置を解除した場合など、ケースに応じて、児童相談所・市町から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託等を推進する。
- ・ 地域でのこども家庭支援の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会への児童家庭支援センターの参画、ショートステイや親子関係形成支援事業等の家庭支援事業の委託など、市町と児童家庭支援センターとの連携強化を促進する。
- ・ 児童養護施設等についても、地域の住民に対し、こどもの養育に関する相談に応じ、助言を行う努力義務があることなどを踏まえ、児童相談所から児童養護施設等への在宅指導措置委託や市町と児童養護施設等との連携を促進する。

計画期間の目標

○ こども家庭センターの設置市町数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
20市町	25市町	25市町	25市町	25市町	25市町

○ 市町村こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の実施体制

	R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
ショートステイ	25市町	25市町	25市町	25市町	25市町	25市町
トワイライトステイ	5市町	6市町	6市町	6市町	6市町	6市町
養育支援訪問事業	24市町	25市町	25市町	25市町	25市町	25市町
一時預かり事業	25市町	25市町	25市町	25市町	25市町	25市町
子育て世帯訪問支援事業	17市町	22市町	22市町	22市町	22市町	22市町
児童育成支援拠点事業	3市町	8市町	12市町	17市町	17市町	17市町
親子関係形成支援事業	6市町	11市町	12市町	13市町	13市町	13市町

※令和7年度以降は市町村こども・子育て支援事業計画において事業実施を予定している市町数を記載。

○ 市町における子育て短期支援事業を委託可能な里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

	R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親	133組	137組	151組	160組	169組	174組
ファミリーホーム	3箇所	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所
児童家庭支援センター	2箇所	2箇所	3～6箇所			

○ 児童家庭支援センターの設置数

R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
2箇所	2箇所	3～6箇所			

○ 児童相談所から児童家庭支援センター、児童養護施設等への在宅指導措置委託件数

R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
13件	13件	20件	30件	40件	50件

○ 市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
1箇所	1箇所	3～6箇所			

Ⅳ 支援を必要とする妊産婦等への支援

現状と課題

出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべきこども（以下「特定妊婦等」という。）は、出産前においては、安全な妊娠経過及び出産のために手厚い支援を行うことが不可欠である。また、産後には養育困難や虐待に陥る可能性が高く、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」において、心中以外の虐待死事例のうち0歳のこどもが44.6%を占めていることから、虐待発生とその程度が重度となってしまうリスクを念頭に置いた支援が必要である。

令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供とその後の養育等に係る情報提供のほか、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置づけられた。本県においても、特定妊婦等に対し、包括的な支援を提供する仕組みづくりが求められている。

また、経済的な課題を抱える妊産婦の安全な出産を支援する助産施設についても引き続き確保していく必要がある。

今後の方針と主な取組

不安を抱える妊産婦や小さな命が大切にされる温かい社会の実現を目指し、妊産婦等生活援助事業の実施や様々な関係機関によるネットワークの構築に向けた検討を行い、特定妊婦等に対する包括的な支援を推進する。

妊産婦に対する安心・安全で健やかな妊娠・出産のサポートのためには、市町における児童福祉担当と母子保健担当の連携強化と一体的な支援体制の整備が不可欠であることから、こども家庭センターの機能強化を図るとともに、特定妊婦等への支援を担う人材の育成に取り組む。

主な取組

○ 妊産婦等支援体制の整備等

特定妊婦等への支援を行う妊産婦等生活援助事業の実施のほか、様々な関係機関が積極的な情報共有、意見交換や重層的・継続的な支援等を行うためのネットワークの構築・強化に向けた検討を進める。

○ こども家庭センターの機能強化（再掲）

市町との会議や意見交換、こども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方のマネジメントを行う統括支援員を対象とした実務研修の実施等を通じて、こども家庭センターの機能強化を支援するとともに、こども家庭センターの機能を補完する役割が期待されている地域子育て相談機関の市町による設置を促進し、子育て家庭等の不安解消につながる支援の一層の充実を図る。

○ 担当職員等の人材育成

特定妊婦等への支援を行う人材の育成を支援するため、児童相談業務担当職員研修や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等を引き続き開催するほか、その他の研修の実施についても検討する。

○ 助産施設の確保等

助産施設については、引き続き3箇所の設置を継続するとともに、助産制度の関係機関等との情報共有に努めていく。

計画期間の目標

○ 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
—	—	1～3箇所			

※「Ⅷ 施設の小規模化・多機能化等の促進」における「妊産婦等生活援助事業の実施施設数（乳児院・児童養護施設等）」の数値に加え、市町における実施見込みを踏まえた数値を記載。

V 一時保護体制の充実

現状と課題

一時保護は、こどもの最善の利益を守るために、安全確保やアセスメントを目的として行われるものである。本県の児童虐待対応件数は高止まりの状況で、その内容も複雑・深刻化していることから、平均保護日数が長期化し、委託一時保護も含めた一時保護を実施する場の不足が課題となっている。

また、様々な背景を抱えたこどもが生活を共にしていることによる問題の発生にも気を配ることが必要であり、こうした状況に適切に対応するため、職員の専門性の更なる向上が求められている。

さらに、令和4年改正児童福祉法では、一時保護の決定又は解除を行う場合等には、児童の最善の利益を考慮しながら児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取等措置をとることが義務づけられたほか、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされた。また、当事者であるこどもに対するアンケート調査を実施した結果、一時保護施設の生活に満足していないこどもや「気持ちや意見を大切にされている」と感じていないこどもが一定割合いることが確認された。一時保護施設の環境改善やこどもの権利擁護の推進に取り組むことが必要である。

○ 一時保護実人員、平均保護日数等

	R1 (2019)			R2 (2020)			R3 (2021)			R4 (2022)			R5 (2023)		
	保護所	委託	計	保護所	委託	計	保護所	委託	計	保護所	委託	計	保護所	委託	計
一時保護 実人員(人)	240	298	538	219	304	523	187	277	464	169	324	493	153	451	604
一時保護 延人員(人・日)	7,594	9,291	16,885	6,431	10,303	16,734	6,698	8,221	14,919	6,964	10,510	17,474	7,032	15,963	22,995
1日当たり 平均保護人員(人)	20.7	25.4	46.1	17.6	28.2	45.8	18.4	22.5	40.9	19.1	28.8	47.9	19.2	43.6	62.8
1人当たり 平均保護日数(日)	31.6	31.2	31.4	29.4	33.9	32.0	35.8	29.7	32.2	41.2	32.4	35.4	46.0	35.4	38.1

○ 一時保護施設の生活についてのこどもに対するアンケート結果

・現在の生活に満足していますか？

	1 とても満足している	2 まあまあ満足している	3 あまり満足していない	4 まったく満足していない	5 どちらともいえない	(未回答)	計
(人数)	2	5	2	0	3	1	13
(%)	15.4%	38.5%	15.4%	0.0%	23.1%	7.7%	100.0%

・権利ノートを知っていますか？

	1 持っている	2 知っている	3 知らない	(未回答)	計
(人数)	1	3	9	0	13
(%)	7.7%	23.1%	69.2%	0.0%	100.0%

・いつもあなたの気持ちや意見をどのくらい聞いてもらえていると感じますか？

	1 たくさん聞いてもらえている	2 すこし聞いてもらえている	3 あまり聞いてもらえていない	4 聞いてもらえていない	5 わからない	(未回答)	計
(人数)	7	1	0	0	5	0	13
(%)	53.8%	7.7%	0.0%	0.0%	38.5%	0.0%	100.0%

・いつもあなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか？

	1 大切にされている	2 大切にされていない	3 わからない	(未回答)	計
(人数)	5	0	8	0	13
(%)	38.5%	0.0%	61.5%	0.0%	100.0%

注) 回答者の割合(%)については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

今後の方針と主な取組

こども一人ひとりの状況に応じて安全でこどもが安心できる適切な一時保護が実施できるよう、一時保護施設の環境整備や実施体制の充実、こどもの権利擁護の推進に取り組む。
また、一時保護を実施する場（委託一時保護先等）の確保に努める。

主な取組

○ 一時保護施設に係る環境の整備等

- ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護ガイドライン等に基づき、一時保護施設の環境を整備するとともに、その適切な運営に向けて点検・改善を図っていく。
- ・ こどもの年齢や一時保護に至った経緯、特性等を踏まえ、適切なケアに努める。
- ・ 研修受講等を通じて、職員の専門性の向上を図る。
- ・ ユニット化を含めた設備等の整備について、中核市（宇都宮市）の児童相談所設置時期等を踏まえつつ、検討を進める。

○ 一時保護されたこどもの権利擁護

- ・ 権利ノートの配布及び説明、意見聴取等措置の徹底、意見表明等支援事業の実施等により、こどもの権利擁護を推進する。
- ・ 一時保護施設における生活ルールについて、こどもの権利擁護の観点から見直しを含めた検討を行う。

- ・ 一時保護施設への学習指導員の配置及びこどもの学校行事への参加支援を引き続き行うとともに、更なる学習権の保障のあり方について検討していく。
- ・ 学校等と連携しながら、こどもの状況に応じた通学可能で開放的な一時保護の実施に努める。

○ 一時保護施設の第三者評価の導入

定期的に第三者評価を受審し、一時保護施設の適切な運営に引き続き努める。

（参考）一時保護施設の第三者評価は、令和2(2020)年度から3年ごとに実施している。

○ 一時保護専用施設の確保及び里親等への委託の推進

一時保護を実施する場の確保等を図るため、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置を促進するとともに、市町等と連携して委託一時保護が可能な里親の増加に取り組む。

計画期間の目標

○ 一時保護施設の定員数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
25人	25人	25人	25人	25人	25人

○ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

	R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
一時保護専用施設	2箇所	2箇所	4箇所	4箇所	4箇所	5箇所
里親	124組	127組	142組	151組	160組	165組
ファミリーホーム	3箇所	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所
施設等	25箇所	25箇所	25箇所	25箇所	25箇所	25箇所

※「施設等」の内訳：乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム

VI 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

現状と課題

令和4年改正児童福祉法において、こども家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされるとともに、家庭支援事業が法律上位置付けられた。市町は、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められている。また、都道府県に対しては、親子再統合支援事業の着実な実施に向けた必要な措置の実施が努力義務とされた。これらの取組は、代替養育を必要とするこどもの数の減少につながるものであり、児童相談所は、市町を始めとした関係機関との緊密な連携のもと、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある。

代替養育が必要となった場合には、安全でこどもが安心できる、温かく安定した環境で養育されることが重要である。特に、乳幼児期は特定の養育者との親密な関係の中で様々な発達の基礎を作る時期であり、学童期以降のこどもについても、地域生活、家庭生活上の経験や知識、スキルの獲得のため、積極的な里親委託の検討が求められている。また、家庭復帰が望めないと判断される場合には、親族等による養育（里親制度の活用も含む。）や特別養子縁組制度等の活用によりパーマネンシーを保障していくことが必要である。

○ 特別養子縁組成立による里親委託解除数、民間あっせんによる特別養子縁組成立数

区分 \ 年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	8	11	10	8	(特別養子縁組成立による里親委託解除数) 5
					(民間あっせんによる特別養子縁組成立数) 3
					(合計) 8

※本県に所在地を置く民間あっせん機関はない。

今後の方針と主な取組

こどもの最善の利益を実現し、こどもが将来にわたって幸せな状態で成長していけるよう、こどもの意見を最大限尊重しつつ、パーマネンシー保障を念頭に置いたケースマネジメントや関係機関と連携した親子関係再構築等の支援を推進していく。

主な取組

○ パーマネンシー保障のための支援体制構築

- ・ 市町においては、家庭養育優先原則に基づき、家庭支援事業等を活用した虐待等に至る前の予防的支援を実施する。

- ・ 児童相談所においては、家族支援会議等により適切なケースマネジメントを行い、家庭復帰が検討可能な場合にはその早期実現に向けて支援する。また、家庭復帰が望めないと判断される場合にも、長期的な視点でこどもと家族の関係を見据えて交流の維持や関係再構築を図るとともに、親族等による養育（里親制度の活用も含む。）や特別養子縁組を検討するなど、一人ひとりのこどもに応じたパーマネンシー保障のための支援を行う。

○ 親子関係再構築の実施促進

分離して生活している親子の家庭復帰のみならず、こどもの最善の利益の実現のため、児童相談所、市町、関係機関等の密接な連携のもと、継続的な支援が行える体制を構築する。

○ 特別養子縁組等の推進

児童相談所においては、乳児院等と連携した積極的な新生児委託等や特別養子縁組などを推進する。

計画期間の目標

○ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
184件	185件	190件	195件	200件	205件

※家族支援会議対象ケース数（児童ごと、実件数）

○ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
5件	6件	8件	9件	10件	11件

○ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3件	3件	3件	3件	3件	3件

VII 里親・ファミリーホームへの委託の推進

現状と課題

代替養育が必要となった場合、安全でこどもが安心できる、温かく安定した環境で養育されることが重要である。特に、乳幼児期は特定の養育者との親密な関係の中で様々な発達の基礎を作る時期であり、また、学童期以降のこどもについても、こどもへのアンケート調査の結果から、里親等委託されているこどもの生活の満足度が特に高いという結果が得られており、地域生活、家庭生活上の経験や知識、スキルの獲得といった今後の自立に向けた支援を見据え、積極的に里親やファミリーホームへの委託を検討していくことが求められている。

本県では、里親委託を推進するため、令和3(2021)年10月に「栃木フォスタリングセンター」を設置するとともに、公募を経て決定した養育里親の愛称「とちのきフォスター(家族)」をPRに活用するなど、里親制度の普及啓発やリクルート、研修・トレーニング、委託後の支援等の里親支援を充実・強化してきた。本県の里親等委託率は、令和6(2024)年3月31日現在 23.9%であり、栃木フォスタリングセンター開所前の令和3(2021)年3月31日現在の 19.8%から約4%上昇している。

しかしながら、目標達成に向けて順調な推移とは言えない状況にあり、児童相談所への調査の結果、里親等に委託できない主な理由として、「実親の同意が得られない」、「こどものニーズと合致しない」ことが挙げられている。本県における里親等委託を推進するためには、担い手となる里親・ファミリーホームの増加や、こどもの特性に応じた里親等の養育力の更なる向上につながるような支援を推進することが必要であり、令和4年改正児童福祉法において創設された「里親支援センター」の設置を始めとして、包括的な支援体制を一層強化していくことが求められる。

○ 施設入所・里親等委託及び一時保護中のこどもの現在の生活の満足度等

現在の生活に満足していますか？	1 とても満足している	2 まあまあ満足している	3 あまり満足していない	4 まったく満足していない	5 どちらともいえない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	57 21.3%	129 48.1%	35 13.1%	11 4.1%	23 8.6%	13 4.9%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	17 56.7%	11 36.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	6 27.3%	11 50.0%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	1 4.5%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	2 15.4%	5 38.5%	2 15.4%	0 0.0%	3 23.1%	1 7.7%	13 100.0%

いつもあなたの気持ちや意見をどのくらい聞いてもらっていると感じますか？(再掲)	1 たくさん聞いてもらえている	2 すこし聞いてもらえている	3 あまり聞いてもらえていない	4 聞いてもらえていない	5 わからない	(未回答)	計
児童養護施設 (人数) (%)	108 40.3%	83 31.0%	15 5.6%	7 2.6%	44 16.4%	11 4.1%	268 100.0%
里親・ファミリーホーム (人数) (%)	21 70.0%	6 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%	30 100.0%
自立援助ホーム (人数) (%)	10 45.5%	8 36.4%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	22 100.0%
一時保護所 (人数) (%)	7 53.8%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 38.5%	0 0.0%	13 100.0%

※ 回答者の割合(%)については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

○ 里親等委託中のこどもからの自由意見

(里親の家に来て良かったこと)

- ・自分のやりたいことをさせてくれることがとてもうれしい。
- ・毎日明るく笑顔で接してくれ、相談をするときは真剣に聞いてくれる。温かい家の中で過ごせて今が一番楽しい。
- ・他のこどもと同じようにご飯を食べたりテレビが見られてうれしい。
- ・学校に行ける・自分の部屋がある・自由に過ごせる

○ 栃木フォスティングセンターにおける主な里親支援の内容

R6(2024).9.1 現在

里親支援に係る取組	(ア)里親制度の普及啓発・リクルート ・啓発イベントの開催、各種イベントにおけるPR、出前講座の実施 ・啓発動画、グッズ等の制作 ・新聞広告、テレビCM、市町の広報媒体と連携した啓発 ・本県独自の養育里親の愛称「とちのきフォスター」を活用したPR ・里親制度説明会の開催(R5実績:5回) ・電話等相談対応、里親登録希望者に対する初回インテーク面接の実施 ・里親登録希望者に対する2回目以降の面接に係る児相との連携(R6新規) (イ)研修・トレーニング ・養育里親、養子縁組里親等の必修研修の実施 ・新規委託里親研修、里親全体研修、フォスティングチェンジ・プログラム等の実施 ・里親の状況等に応じた個別のトレーニングの実施(R6新規) (ウ)里親養育等支援 ・電話等相談対応 ・フォスティングパートナー(里親等の非常勤職員・里親支援専門相談員)による訪問支援(R5実績:141件) ・気軽に相談できる場、交流の場としての「里親カフェ」の開催(R5実績:20回) (エ)その他 ・児童相談所が行うマッチング業務等への参画(R6新規) ・未委託里親の状況把握(R6新規)
実施体制	・職員:センター長、里親リクルーター、里親等相談支援員(児童養護施設からの派遣含む)、相談員、業務補助職員 6名 ・フォスティングパートナー(非常勤職員) 11名 ・開所日:火曜日～土曜日

○ こどもの人口と代替養育を必要とするこども数の見込み

(単位:人)

区分 \ 年度	実績					推計					
	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	1年目 R7 2025	2年目 R8 2026	3年目 R9 2027	4年目 R10 2028	5年目 R11 2029
こどもの人口 (0～20歳未満)	327,193	315,157	309,875	303,116	296,064	287,260	278,456	272,261	266,065	259,869	253,673
代替養育を必要とするこども数	662	635	643	639	635	649	643	641	640	637	634

こどもの人口(推計): 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(R5年推計)から算出

代替養育を必要とするこども数: 里親・ファミリーホーム(里親等)、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームへの措置・委託を必要とするこども数

※代替養育を必要とするこども数については、代替養育が必要となる割合の伸び率から算出

○ 里親等への委託こども数と里親等委託率の現状

区分	年度	実績					前計画における目標値		
		R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R8 2026	R11 2029
里親等への 委託こども数		101人	101人	102人	116人	(3歳未満) 26人	—		
						(3歳以上就学前) 25人			
						(学童期以降) 89人			
						(全体) 140人			
里親等委託率		19.5%	19.8%	19.3%	21.1%	(3歳未満) 37.1%	53.1%	54.4%	41.0%
						(3歳以上就学前) 27.5%			
						(学童期以降) 21.0%			
						(全体) 23.9%			
里親登録数		283人	304人	335人	366人	373人	341人	—	509人

里親等委託率(%) = 里親・ファミリーホーム委託児童数 / 乳児院・児童養護施設入所児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数

〈里親等委託率に係る国の考え方〉

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
(令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知) ※抜粋

各都道府県においては、こどもの権利やこどもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこども数の見込み等を踏まえ、全ての都道府県において、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度における数値目標を設定する。

○ 登録率及び稼働率の現状

〈登録率、稼働率、里親等委託率の関係〉

$$\begin{aligned}
 \text{登 録 率} &= \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}} \\
 &\Rightarrow 75.59\% \text{ (R6.3.31 現在)} \\
 \\
 \text{稼 働 率} &= \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}} \\
 &\Rightarrow 31.66\% \text{ (R6.3.31 現在)} \\
 \\
 \text{里親等委託率} &= \text{登録率} \times \text{稼働率} \\
 &= \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}} \\
 &\Rightarrow 23.9\% \text{ (R6.3.31 現在)}
 \end{aligned}$$

※ 里親等委託率の2通りの計算結果を極力一致させるため、登録率及び稼働率は少数点第2位まで記載。

今後の方針と主な取組

こどもの意向やこども一人ひとりの特性に応じた最適な養育環境の提供が重要であることを踏まえつつ、実親の同意取得のための工夫を積極的に検討・実践するとともに、里親登録数や委託児童数、受託率（里親登録数に占める委託里親数の割合）の増加等を通じて、家庭と同様の養育環境の充実に図り、令和 11 年度末時点で「乳幼児 75%、学童期以降 50%」の里親等委託率を目指す。

○ 目標達成のため今後必要となる里親数等の見込み

区分 \ 年度	実績	推計				
	R5 2023	1年目 R7 2025	2年目 R8 2026	3年目 R9 2027	4年目 R10 2028	5年目 R11 2029
里親等委託児童数	140	175	212	248	284	319
里親登録数	373	380	424	451	478	493
委託児童数	128	159	196	228	264	295
1人目	111	126	148	165	183	197
2人目以上	15	31	46	61	79	96
委託割合	11.9%	19.7%	23.7%	27.0%	30.2%	32.8%
(県外里親委託)	2	2	2	2	2	2
委託里親数	111	126	148	165	183	197
平均受託児童数	1.14	1.26	1.32	1.38	1.44	1.50
受託率	29.8%	33.2%	34.9%	36.6%	38.3%	40.0%
ファミリーホーム数	3	4	4	5	5	6
定員	17	23	23	29	29	35
委託児童数	12	16	16	20	20	24

※委託割合 : 2人目以上の委託児童数 / (委託児童数－県外里親委託児童数)

平均受託児童数 : (委託児童数－県外里親委託児童数) / 委託里親数

受託率 : 委託里親数 / 里親登録数

主な取組

1 里親制度の普及啓発と里親の確保

○ ターゲットを明確にした里親制度の普及啓発及びリクルート等の実施

- ・ 栃木フォスティングセンター等と連携し、子育て世代や施設職員等経験者など、こどもの福祉に関心を持ちやすく、子育て等の経験を里親養育に活かせる対象者にターゲットを絞った啓発手法を積極的に検討・実施するとともに、定期的な制度説明会の開催等里親制度の理解促進につながる取組を推進し、里親登録数の増加を図る。
- ・ 里親は市町が実施するショートステイの委託先ともなり得ることから、市町との連携を一層強化して制度の普及啓発に努める。

2 里親等への委託の推進と包括的な実施体制の強化

○ 市町への先進事例の共有等を通じた里親ショートステイの促進

ショートステイのニーズが高まっていることや、里親ショートステイは里親の養育力向上にも資することを踏まえ、取組の先進事例を各市町に共有したり、ショートステイへの対応が可能な養育里親を募集するリクルートを実施したりするなど、里親ショートステイの取組の波及を図る。

○ 里親等委託に係る実親からの同意取得の工夫の検討及び実践

養育里親やファミリーホームへの委託に当たっては、実親の同意取得のための取組を強化するため、里親の役割をより一層丁寧に説明するとともに、里親委託後の家庭復帰の実例を紹介したり、こどもと会う頻度や方法を計画したりするなど、「他人のこどもになってしまうのではないか」といった実親の不安の軽減や誤解の解消を図るための工夫を積極的に検討・実践する。

○ 関係団体との連携を通じた里親等委託の推進

- ・ 未委託里親の養育力や里親の受託率の向上を目的として、未委託里親の状況等に応じた個別のトレーニング（スキルアップトレーニング）を栃木フォスタリングセンターや施設等と連携して実施する。また、委託後の安定した養育の継続のため、必修以外の研修等の一層の充実に努め、里親のスキルアップを図る。
- ・ 里親等の意向調査や家庭訪問を通じて家庭状況等を丁寧に確認するとともに、必要な情報を栃木フォスタリングセンター等の関係団体と適切に共有することにより、円滑なマッチングを行う体制を強化する。
- ・ 里親やファミリーホームへの委託前後においては、里親応援会議を開催して市町のほか地域の保育園や学校等と連携して支援を行う。また、定期的な家庭訪問やレスパイト・ケアの活用等により適時適切に里親等を支援する。なお、レスパイト・ケアの実施に当たっては、こどもの心情や負担感にも十分配慮する。
- ・ 一連のフォスタリング業務の実施に当たっては、乳児院や児童養護施設の里親支援専門相談員を始めとして、県里親連合会、市町等との連携強化を図る。

○ 里親支援センターの設置

- ・ 民間の里親支援センターを設置するためには、こどもと里親（ファミリーホーム）とのマッチングを始めとした一連のフォスタリング業務に対応できる体制を民間団体において整える必要がある。まずは、栃木フォスタリングセンターの里親支援センターへの移行に向け、里親等の情報の適切な提供を行いつつ、マッチングやレスパイト・ケアの調整業務等における連携を推進する。
- ・ 栃木フォスタリングセンターの里親支援センターへの移行後、課題の洗い出しを行いながら、複数の設置を含め体制のあり方を検討していく。

計画期間の目標

○ 里親等委託率

	R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3歳未満	39.0%	43%	51%	59%	67%	75%
3歳以上の就学前	31.8%	40%	49%	58%	67%	75%
学童期以降	22.5%	26%	32%	38%	44%	50%
全体	25.9%	30%	37%	43%	50%	57%

○ 里親等登録率

R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
79.08%	86.07%	100.98%	113.88%	126.73%	138.06%

○ 里親等稼働率

R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
32.73%	34.87%	36.38%	38.07%	39.59%	41.19%

○ 里親登録数

	R 6見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
養育里親	347組	357組	394組	417組	440組	454組
養子縁組里親	191組	198組	226組	245組	264組	274組
専門里親	18組	19組	21組	23組	26組	29組
親族里親	4組	4組	4組	4組	4組	4組
合計	370組	380組	424組	451組	478組	493組

※専門里親は養育里親の内数。また、養育里親と養子縁組里親は重複しているケースがあるため、各里親類型の計と合計の数値は一致しない。

○ ファミリーホーム数（再掲）

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
3 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所

○ 里親支援センターの設置数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
—	1 箇所	1 箇所	1 箇所以上		

VIII 施設の小規模化・多機能化等の促進

現状と課題

新ビジョンでは、家庭養育優先原則を進める中においても、乳児院や児童養護施設等での養育を必要とするこども（家庭での養育が困難なこどもで、今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっているこども等）の養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが求められている。

また、被虐待児等ケアニーズの高いこどもの入所が増加傾向にある中、できる限り良好な家庭的環境（家庭的な雰囲気）のもと、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことの重要性が一層高まっている。

そのため、質の高い個別的なケアの実現を見据えつつ、小規模かつ地域分散化された施設環境（地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア等）の確保を一層推進していくことが求められる。

※小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的なケアを行うため、専門職による即時対応が必要な場合には、生活単位を集合させる場合もあり得る（ただし、少人数で生活単位も概ね4単位程度まで）。

〈施設の設置状況〉 令和6(2024)年4月1日現在

	施設の種別	施設数	実施数	定員
1	乳児院	3	—	109
2	児童養護施設	11	—	430
	施設内小規模グループケア	10	34	185
	分園型小規模グループケア	8	20	110
	地域小規模児童養護施設	3	5	30
3	福祉型障害児入所施設	4	—	70
	施設内小規模グループケア	1	3	15
4	児童心理治療施設	1	—	35(10)
5	児童自立支援施設	1	—	60
6	母子生活支援施設	2	—	40

() は通所

里親支援専門相談員を配置している施設	乳児院 3	児童養護施設 10
一時保護専用施設を設置している施設	児童養護施設 2	
児童家庭支援センターを設置している施設	乳児院 1	児童養護施設 1
ショートステイを受託している施設	乳児院 3	児童養護施設 11

〈児童養護施設等への委託一時保護の状況(R5(2023)実績)〉

・一時保護全体の1日あたりの平均保護人員	63.0人
うち委託一時保護の人数(割合)	43.7人(69%)
・委託一時保護のうち乳児院への委託	12%
・委託一時保護のうち児童養護施設への委託	26%
・施設等における一時保護のメリット	
学齢児における一時保護中の通学保障(通学が可能)等	

＜乳児院、児童養護施設等を対象に実施した今後の計画についてのアンケート結果概要＞（R6(2024).9実施）

1 施設の小規模かつ地域分散化

- ・児童養護施設：全ての小規模グループケアの定員を6人以下にするとともに、施設の実情（地域や学区等を考慮）に応じて、更なる小規模化・地域分散化に向けて取り組む。
- ・乳児院：こどもの措置の動向等を考慮の上、小規模化に向けた検討を行う。

2 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

- ・心理療法担当職員等の専門職員の配置・加配やスーパーバイズ体制の強化等による職員の人材育成に努めるとともに、小規模グループケアの定員を4人に減らすことなどにより、ケアニーズが高いこどもへの養育体制の充実に取り組む。
- ・委託一時保護の受入体制の整備（一時保護専用施設の検討）に取り組む。
- ・養子縁組支援や里親支援機能の強化（里親支援専門相談員を中心としたマッチング支援や委託後の家庭訪問、レスパイト・ケアの受入等）に取り組む。
- ・在宅支援や特定妊婦の支援強化（児童家庭支援センターの設置の検討、家庭支援事業の受入れ等による市町との連携による支援等）に取り組む。

＜児童養護施設の小規模かつ地域分散化の実施見込み＞

	箇所数	年度 区分	R5 2023	R6 2024(見込)	5年後
					R11 2029
児童養護施設	11	分園型小規模GC	25	25	32
		地域小規模GC	6	5	6
		計	31	30	38

（参考）

小規模化における課題等

厚労省「児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書」(H29.3)から

（考察・まとめ）
○児童養護施設、乳児院の小規模化の効果
・個別の職員との関わりが増え、関係性が構築されることで、こどもの愛着形成や感情表出などが促されること
・こどもの自由な時間、静かな時間や、プライバシーが守られるなど、個別の生活環境が確保されること
・料理や買い物などを含め、日常生活の全般において経験・体験を積む機会が増加すること
○現場の声（課題）
・小規模化によりこども同士、またこどもと職員の距離が密接になることで、課題の大きいこどもがユニットに入った際の影響が大きくなることもある
・こどもの行動に巻き込まれて適切な支援が行えなくなることがある
・小規模化の実施における人材育成・人材確保
・特に、乳児院で小規模化を進めるためには、健康面でのケアを特に求められること等の乳児院の特性から生じる課題に、職員配置や施設設備面で課題がある
○更なる小規模化の推進に向けて
・職員の孤立や職員による課題の抱え込みを防ぐシステムが重要（職員がお互いをフォローできる体制の構築、管理者や経験年数の長い職員によるスーパービジョンの実施等）
・地域の特性等に応じた方法での人材確保・人材育成に関する取り組みが重要

今後の方針と主な取組

乳児院や児童養護施設等の各施設が担うべき役割や機能の違いを考慮しつつ、各施設におけるこどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」の整備や、ケアニーズの高いこどもへの専門的なケアの提供体制の強化を推進する。

また、地域における子育て支援拠点としての役割を持つ乳児院や児童養護施設等において、市町家庭支援事業等との連携体制の構築・強化が図れるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。

主な取組

○ 施設の小規模かつ地域分散化の促進

- ・ 各施設の実情に応じて計画的に小規模かつ地域分散化が進められるよう、随時ヒアリングや助言を行うなど、適切な支援に努める。
- ・ 小規模なグループでのこどもとの関わりや地域分散化施設の運営の方法等について、職員の理解促進やスキルアップ等が必要となることから、児童養護施設等職員研修などにより人材育成について支援する。

○ 施設の高機能化及び多機能化等の促進

- ・ 施設における委託一時保護（新生児委託等含む）の積極的な受入体制を維持するとともに、一時保護専用施設の設置を促進する。
- ・ 児童家庭支援センターの設置、ショートステイやトワイライトステイの受入れ等により、市町と連携し、施設における在宅支援機能の強化を促進する。
- ・ 栃木フォスターリングセンター等との連携により、マッチング支援や委託後の家庭訪問、レスパイト・ケアの受入れ等、施設における里親養育支援に係る取組を引き続き促進するとともに、レスパイト・ケア等に適切に対応できる体制の確保を支援する。

○ 福祉型障害児入所施設におけるユニット化等の推進

障害児入所施設については、生活するこどもの状況等を考慮しつつ、こどもの愛着形成に向けて家庭的養育を実践することの重要性を踏まえ、小規模グループケアの設置（ユニット化）をはじめ、一人のこどもに特定・少数の職員が関わる体制を整備するなど、できる限り良好な家庭的環境の提供に資する取組を促進する。

（参考）ユニット化済みの福祉型障害児入所施設数（R6(2024).9月現在）：1施設（15人入所）

○ 児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設への支援

- ・ 児童心理治療施設、児童自立支援施設については、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に応じて、国が示す方向性等を踏まえながら多機能化等について検討していく。
- ・ 母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させることができ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、そのニーズに応じて利用されるよう周知に努める。

計画期間の目標

○ 小規模かつ地域分散化した施設数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
7 箇所	7 箇所	7 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所

○ 養育機能強化のための専門職（※）の加配施設数、加配職員数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
1 2 箇所 3 7 人	1 2 箇所 4 1 人	1 2 箇所 4 5 人	1 2 箇所 4 9 人	1 2 箇所 5 3 人	1 3 箇所 5 7 人

※乳児院、児童養護施設における家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、医療的ケアを担当する職員、職業指導員、自立支援担当職員の加配状況を記載（職業指導員、自立支援担当職員は児童養護施設のみ）。

○ 養育機能強化のための事業（※）の実施施設数（乳児院、児童養護施設等）

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
1 箇所	1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	6 箇所

※養育機能強化のための事業：施設機能強化推進費特別事業における自立生活支援事業、親子支援事業、家族療事事業、施設入所児童家族生活体験事業

○ 一時保護専用施設の整備施設数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
2 箇所	2 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所

○ 児童家庭支援センターの設置箇所数（再掲）

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
2 箇所	2 箇所	3 ～ 6 箇所			

○ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数（乳児院、児童養護施設等）

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
—	—	1～2 箇所			

○ 市町の家庭支援事業を委託されている施設数（乳児院、児童養護施設）

	R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
子育て短期支援事業	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所
児童育成支援拠点事業	—	—	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所

IX 社会的養護自立支援の推進

現状と課題

家庭での養育が困難となり、児童養護施設等への入所や里親委託等を経験した者は、措置解除後に家庭に頼ることも難しく、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合が多い。

このため、施設等で生活するこどもたちに対し、個々の状況に応じて、将来の自立を見据え、自立に向けた話合いや支援等を実施していくことが望ましい。加えて、必要に応じて、措置延長や児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）の活用による安定的な生活の場を確保し、措置等の解除後の安定した地域生活に移行できるよう、支援を行う必要がある。

また、退所等の後も、生活・就業上の相談があった場合等に支援を行う必要がある。

さらに、令和4年改正児童福祉法により、新たに「社会的養護自立支援拠点事業」が創設され、児童養護施設等の所在地から離れた者やこれまで公的支援につながらなかった者を含む社会的養護経験者等同士が集い、必要に応じて相談支援や情報提供、必要な機関へのつなぎを受けられる拠点の整備が求められている。

本県においては、県内の施設を経営する社会福祉法人、NPO法人及び一般財団法人栃木県里親連合会が共同出資して運営するとちぎユースアフターケア事業協同組合（以下「とちぎユースアフター」という。）への委託等により、これまで相談支援（令和5(2023)年度実績：95人、延べ468件）や生活資金等の貸付、退所を控えたこども等への支援などを実施してきた。令和6(2024)年4月からは、社会的養護自立支援拠点事業として各種支援を実施している。

社会的養護経験者等が、必要に応じて福祉サービスを活用しつつ、社会の中で安定的に生活を営めるよう、自立支援の更なる充実が期待されている。

○ 自立援助ホームの設置数、定員数

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
設置数(箇所)	6	5	5	6	9
定員数(人)	42	34	34	39	55

○ 社会的養護自立支援事業における相談対応件数

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
生活相談(件)	581	585	526	462	468
就労相談(件)	724	754	686	583	536

○ 就職や進学を理由に措置解除された直後のこどもの住居形態等

	就職を理由に措置を解除したこどもの措置解除直後の住居形態						進学（大学・専修学校等）を理由に措置を解除したこどもの措置解除直後の住居形態						措置延長の状況			
	1人暮らし	実家等親族の家	就職先の寮	引き続き施設に居住	その他	計	1人暮らし	実家等親族の家	就職先の寮	引き続き施設に居住	その他	計	4/1から6か月未満	20歳到達まで	その他の期間	計
児童養護施設	11	0	4	0	5	20	9	0	2	0	0	11	3	2	0	5
里親	0	1	0	0	0	1	4	0	0	1	0	5	2	1	0	3
ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	0	0	0	0
合計	11	1	4	0	5	21	14	1	2	1	1	19	5	3	0	8

※令和5(2023)年度の実績（18歳以上）

○ 施設入所、里親委託等中のこどもの人数

R6(2024).3.31 現在

	18歳	17歳 (R6末に18歳)	16歳 (R7末に18歳)	15歳 (R8末に18歳)	14歳 (R9末に18歳)	13歳 (R10末に18歳)	12歳 (R11末に18歳)
児童養護施設	21	45	37	33	26	20	27
児童心理治療施設	0	0	0	2	2	2	1
児童自立支援施設	0	0	0	2	8	2	3
里親	8	10	2	8	8	6	3
ファミリーホーム	3	2	1	3	0	0	0
合計	32	57	40	48	44	30	34

○ 新たに自立支援を必要とする社会的養護経験者等数（18歳以上）の見込み

年度	実績	推計					
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
新たに自立支援を必要とする 社会的養護経験者等数(18歳以上)	48	57	40	48	44	30	34

※令和5(2023)年度の実績は、就職や進学を理由に措置解除された直後のこどもの住居形態等の数値。

※令和6(2024)年度以降は、「施設入所、里親委託等中のこどもの人数」（R6(2024).3.31 現在）を基に見込んでいる。加えて、「計画期間の目標」の「児童自立生活援助事業の実施箇所数及び入居人数」に記載の目標値のとおり、児童自立生活援助事業を新規又は継続的に利用することが見込まれる入居者についても自立支援の対象者となる。

今後の方針と主な取組

とちぎユースアフター等と連携し、個々の置かれている状況に応じて本人の意思を最大限に尊重しながら、リービングケアからアフターケアへの切れ目のない支援等を実施し、社会的養護経験者等の自立を支援していく。

主な取組

○ 自立を見据えたリービングケアの実施

- 一人暮らしなどに必要な生活スキルについて、施設入所時から具体的にイメージ

できるよう支援するとともに、児童相談所や施設等が連携し、こどもを交えた自立支援計画の策定・見直しに努める。

- ・ 児童養護施設や里親、とちぎユースアフター等と連携し、入所児童等に対しての自立に向けての研修の実施や進学のための支援を行う。

○ 社会的養護経験者等への支援

- ・ 施設を退所したこども等が、経済的・精神的に自立できるよう、とちぎユースアフターや出身施設等、関係機関・団体が連携し、当事者を中心として包括的支援を行う。
- ・ とちぎユースアフターへの委託により社会的養護自立支援拠点事業を実施し、社会的養護経験者等が相互に交流できる場を開設するとともに、生活や就労上の相談等に対応し、自立を支援する。
- ・ 施設退所児童等の大学等への進学や就労に必要な学費、生活資金等について、貸付制度を利用した支援を行う。
- ・ ニーズに則した支援ができるよう、社会的養護経験者等の実態把握や関係機関等との連携体制の構築・強化に向けた検討を進めていく。

○ 児童自立生活援助事業者の確保と充実

- ・ I型（自立援助ホーム）については、現在、一定数を確保していることから、II型（児童養護施設等）及びIII型（ファミリーホーム、里親）の充実に努める。
- ・ 生活スキルを獲得しながら、就労定着や生活安定のための支援を行うため、適切な運営と支援の更なる充実を促進する。特に、自立援助ホームの質の向上を図り、事業の透明性を担保する観点から、3年に1回以上、第三者評価の受審を促進する。

計画期間の目標

○ 児童自立生活援助事業の実施箇所数及び入居人数

	R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
実施箇所数	1 4 箇所 (I 型: 1 1, II 型: 0, III 型: 3)	1 4 箇所 (I 型: 1 1, II 型: 0, III 型: 3)	1 7 箇所 (I 型: 1 1, II 型: 2, III 型: 4)	1 8 箇所 (I 型: 1 1, II 型: 3, III 型: 4)	2 0 箇所 (I 型: 1 1, II 型: 4, III 型: 5)	2 1 箇所 (I 型: 1 1, II 型: 5, III 型: 5)
I 型入居人数	4 0 人	4 2 人	4 4 人	4 6 人	4 8 人	5 0 人
II 型入居人数	—	—	2 人	3 人	4 人	5 人
III 型入居人数	3 人	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人

※ I 型：自立援助ホーム

II 型：児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

III 型：ファミリーホーム又は里親（親族里親を除く。）の居宅

※令和6(2024)年度のI型の定員数の見込み：67人

○ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

X 児童相談所の機能強化

現状と課題

児童虐待対応件数は、全国的に増加傾向にあり、その内容も複雑・深刻化している。

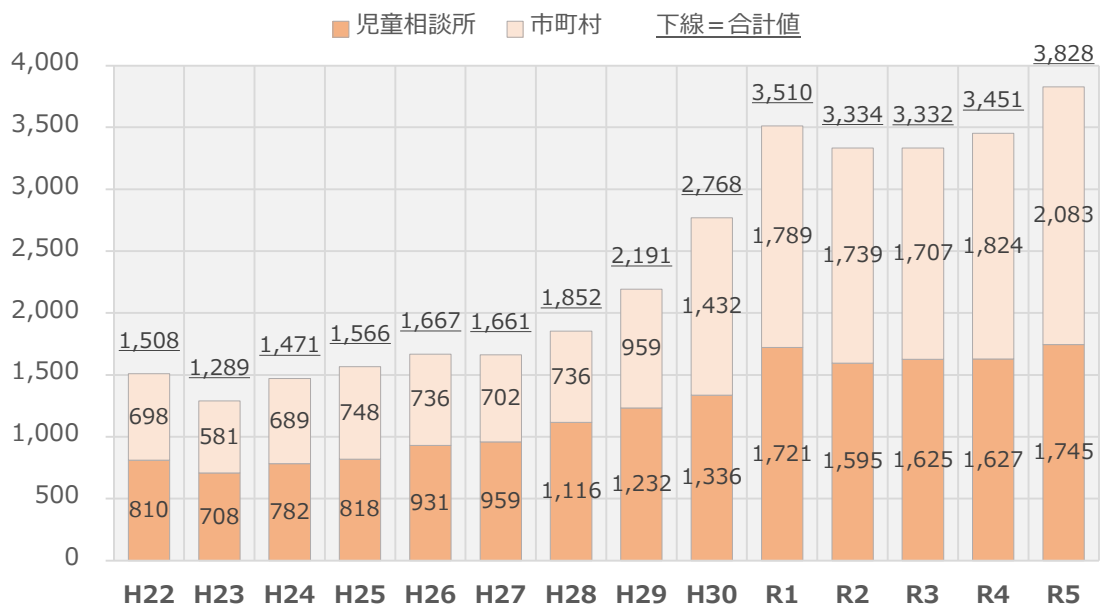
国において令和4(2022)年12月に策定された新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下「新たなプラン」という。令和6(2024)年12月改定）では、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員等の体制強化と専門性強化が示された。さらに、令和6(2024)年4月には改正児童福祉法が一部を除いて施行され、入所措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置などのこどもの権利擁護の強化や社会的養護経験者等に対する自立支援の強化等の措置を講ずることとされた。

また、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が求められていることを踏まえ、本県では、令和5(2023)年度から各児童相談所に家族支援、里親、市町支援、権利擁護等に関する業務を担う社会的養育支援チームを設置した。

今後は、引き続き新たなプランに基づく職員の配置や、こども家庭福祉人材の確保、育成を行うことが必要である。また、全国的な課題として、急速な人材確保による経験の浅い児童福祉司等が占める割合の増加、過大な業務量や心理的負担からの心身の不調等による長期休暇取得者や退職者の増加が指摘されている。こうしたことから体制強化の重要性が増している。

加えて、県内では中核市である宇都宮市が令和6(2024)年5月に「宇都宮市児童相談所の設置に係る基本方針」を策定し、児童相談所設置に向けた検討を行っていることから、人材育成や専門性の確保等の支援を行うことが必要である。

○ 栃木県における児童虐待相談対応件数の推移（児相＋市町）



○ 児童福祉司の配置

	R6 年度末見込み a	配置標準	
		標準 (管轄地域人口/ 3万人) b	過不足 a-b
中央児童相談所	30人(35人)	31人	▲1
県南児童相談所	25人(27人)	25人	0
県北児童相談所	16人(16人)	14人	2
3児相計	71人(78人)	70人	1

※「R6年度末見込み」に記載の人数は、年度内に任用要件を満たす予定の職員数（括弧内は翌年度以降に任用要件を満たす予定の職員数）を記載。

○ 児童心理司の配置

	R6年度 a	配置標準	
		標準 (児童福祉司/2) b	過不足 a-b
中央児童相談所	15人	15人	0
県南児童相談所	12人	12人	0
県北児童相談所	7人	7人	0
3児相計	34人	34人	0

今後の方針と主な取組

児童虐待相談対応件数の増加やケースの複雑・困難化、心身の不調等による長期休暇取得者や退職者の増加に対応するため、引き続き新たなプランに沿った職員の配置や、こども家庭福祉人材の確保、育成に努める。

中核市（宇都宮市）の児童相談所設置に向けて、その円滑な設置のために必要な支援を行うとともに、設置後の県の児童相談所のあり方について検討する。

主な取組

○ 児童相談所の相談体制の強化

- ・ 複雑で困難なケースにきめ細やかに対応するため、専門職及び任用要件を有する職員の確保や適切な職員配置に引き続き努めるとともに、性被害やトラウマへの対応、サインズ・オブ・セーフティ等の家族との協働による虐待の再発防止等に関する専門研修を体系的に実施することにより、児童相談所職員の専門性の向上及び体制の強化を図る。
- ・ 児童相談所の第三者評価受審については、国の規定や動向に鑑みて検討する。
- ・ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要とされていることから、各児童相談所に設置されている社会的養育支援チームを中心に専門性の強化を図る。

○ 中核市（宇都宮市）の児童相談所設置に向けた支援等

- ・ 宇都宮市との意見交換を継続的に実施することにより、具体的な懸案・課題等を適切に把握し、必要な支援を行う。
- ・ 宇都宮市の意向も踏まえながら、人事交流や研修派遣等の受入れにより人材育成や専門性の確保等を支援する。
- ・ 宇都宮市の児童相談所設置後の県の児童相談所のあり方について検討を行う。

計画期間の目標

○ 児童福祉司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー（ＳＶ）、児童心理司、保健師の配置数

	R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童福祉司	71人 (78人)	適切な配置に努める				
市町村支援児童福祉司	1人					
児童福祉司ＳＶ	11人					
児童心理司	34人					
保健師	3人					

※「R 6 見込」に記載の人数は、年度内に任用要件を満たす予定の職員数（括弧内は翌年度以降に任用要件を満たす予定の職員数）を記載。

※市町村支援児童福祉司及び児童福祉司ＳＶは児童福祉司の内数。

○ 医師、弁護士配置数

	R 6 見込	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
医師	非常勤 16人	適切な配置に努める				
弁護士	非常勤 1人					